

技術提案書等評価要領

1 設計者の選定方法

- (1) 設計者の選定は、本要領に基づき第一次審査及び第二次審査を行い、設計者選定委員会において、委員の協議により最優秀の者を1者特定する。
- (2) 第一次審査における評価は、参加表明書の内容に基づく定量的評価（技術提案書提出者の能力、配置予定技術者の能力）の評価点より行う。なお、評価点の高いものから上位5者程度を第二次審査の対象者（技術提案書の提出者）として選定する。
- (3) 第二次審査における評価は、技術提案書の内容及びヒアリングに基づく定性的評価（業務実施方針及び手法）と提案価格に基づく価格評価による評価点に第一次審査の評価点を合わせた合計点数により行う。なお、定性的評価は、評価項目ごとに委員が評価を行い、設計者選定委員会の評価は、各委員の評価点の平均とする。

2 第一次審査（定量的評価）

提出された参加表明書をもとに以下の項目を評価する。

評価項目	評価の着眼点				評価ウェイト				
		判断基準				小計			
技術提案書提出者の能力	同種業務の実績	平成27年4月1日以降に履行を完了した同種業務実績の内容等により2件までを評価する。			5.0	5			
配置予定技術者の能力	資格及び経験	各分担業務分野における技術者の資格の内容により評価する。	主任担当技術者	総合	2.0	5			
				構造	1.0				
				電気	1.0				
				機械	1.0				
		技術者資格取得後の年数（又はCPD取得単位数※）により評価する。 ※CPD取得単位数は、主任担当技術者のみ対象	管理技術者		1.0	3			
				主任担当技術者	総合		0.5		
					構造		0.5		
					電気		0.5		
		機械	0.5						
			同種業務の実績	平成27年4月1日以降に履行を完了した同種業務実績の内容等により評価する。	管理技術者		4.0	10	
						主任担当技術者	総合		3.0
							構造		1.0
電気	1.0								
	機械	1.0							
		委託業務成績	岩手県が発注した設計委託業務で、管理技術者として従事し、平成27年4月1日以降に履行を完了した業務の最高評定点により評価する。	管理技術者		2.0	2		
		合計						25	

(1) 技術提案書提出者の能力

同種業務の実績

企業において、平成 27 年 4 月 1 日以降に履行を完了した新築、改築又は増築工事に係る設計業務（基本設計及び実施設計）の実績について、最大 2 件までを以下により評価する。

<評価点の算出方法>

実績ごとに(ア)×(イ)を算出し、これに次の配点を乗じた値（小数点第 3 位を四捨五入する。）を当該実績 1 件当たりの評価点とする。

配点／件
2.5

(7) 実績業務

施設区分	実績内容	乗率
障害者支援施設	延床面積 4,000 m ² 以上	1.0
	延床面積 2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	0.8
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	延床面積 4,000 m ² 以上	0.7
	延床面積 2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	0.6
児童福祉施設等で上記以外	延床面積 2,000 m ² 以上	0.3

注 1) 共同企業体による参加の場合には、いずれの構成員の実績も評価対象として認める。

注 2) 同一敷地内に複数棟の実績がある場合は、一体の設計として請け負った業務の範囲において、その合計面積をもって本評価上の実績とすることができる。

注 3) 増築の場合は増築部分の面積とする。

注 4) 「障害者支援施設」は、障害者総合支援法第 5 条第 11 項に該当する建築物とする。

注 5) 「特別養護老人ホーム」は、老人福祉法第 20 条の 5 に該当する建築物とする。

注 6) 「児童福祉施設等」は、建築基準法施行令第 19 条第 1 項に該当する建築物とする。

注 7) 元請としての実績に限る。また、共同企業体の構成員として実施した業務については、出資比率が 20% 以上の場合のものに限るものとし、その延床面積にあっては、その業務の延床面積に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた面積をもって業務の実績とする。

(イ) 地域精通度

実績の地域	乗率
岩手県内	1.0
東北地方	0.9
上記以外	0.8

(2) 配置予定技術者の能力

ア 資格

各分担業務分野の主任担当技術者が保有する技術者資格について、次により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
総合	一級建築士	2.0
	二級建築士	0.4
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
電気	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士、建築設備士、技術士（電気電子部門）	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士	0.2
機械	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士、建築設備士、技術士（衛生工学部門・機械部門）	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2

注）構造、電気又は機械分野の主任担当技術者が他の分野の主任担当技術者を兼任する場合は、当該技術者1名（重複評価はしない。）について評価する。

イ 経験年数（CPD取得単位数）

管理技術者の一級建築士取得後の年数、及び各主任担当技術者における技術者資格取得後の年数（又はCPD取得単位数）について、それぞれ次により評価する。

管理技術者の評価		主任担当技術者の評価	
一級建築士取得後の年数	評価点	アで評価する資格取得後の年数 又はCPD取得単位数	評価点
23年以上	1.0	資格取得後13年以上 又はCPD取得12単位以上	0.5
18年以上23年未満	0.8	資格取得後8年以上13年未満 又はCPD取得6単位以上12単位未満	0.4
13年以上18年未満	0.6	資格取得後5年以上8年未満 又はCPD取得3単位以上6単位未満	0.3
8年以上13年未満	0.4	資格取得後3年以上5年未満 又はCPD取得1単位以上3単位未満	0.2
8年未満	0	資格取得後3年未満 かつCPD取得単位なし	0

注1）参加表明書の提出期限の日現在の経験年数で評価する。

注2）構造、電気又は機械分野の主任担当技術者が他の分野の主任担当技術者を兼任する場合は、当該技術者1名（重複評価はしない。）について評価する。

注3）構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士については、一級建築士取得後の年数とする。

注4）CPD取得単位の条件は、以下のとおりとする。

- ① 次のいずれかにより発行されたCPD実績証明書の写しの提出が可能なもの。
 - ・ 建築CPD運営会議による「建築CPD情報提供制度」
 - ・ 「建築士会CPD制度」（ただし、建築CPD情報提供制度認定のプログラムに限り、その旨が記載されている証明書とする。）
- ② 本プロポーザルの公告日の概ね2ヶ月前の日から過去1年間における取得単位の合計値とする。

ウ 同種業務の実績

管理技術者及び各主任担当技術者において、平成 27 年 4 月 1 日以降に履行を完了した新築、改築又は増築工事に係る設計業務（基本設計及び実施設計）の実績（1 件／技術者）について、以下により評価する。

＜評価点の算出方法＞

実績ごとに(ア)×(イ)×(ウ)を算出し、これに次の配点を乗じた値（小数点第 3 位を四捨五入する。）を当該実績の評価点とする。

区分		配点
管理技術者		4.0
主任担当技術者	総合	3.0
	構造	1.0
	電気	1.0
	機械	1.0

(7) 実績業務

施設区分	実績内容	乗率
障害者支援施設	延床面積 4,000 m ² 以上	1.0
	延床面積 2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	0.8
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	延床面積 4,000 m ² 以上	0.7
	延床面積 2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	0.6
児童福祉施設等で上記以外	延床面積 2,000 m ² 以上	0.3

注 1) 同一敷地内に複数棟の実績がある場合は、一体の設計として請け負った業務の範囲において、その合計面積をもって本評価上の実績とすることができる。

注 2) 増築の場合は増築部分の面積とする。

注 3) 「障害者支援施設」は、障害者総合支援法第 5 条第 11 項に該当する建築物とする。

注 4) 「特別養護老人ホーム」は、老人福祉法第 20 条の 5 に該当する建築物とする。

注 5) 「児童福祉施設等」は、建築基準法施行令第 19 条第 1 項に該当する建築物とする。

(イ) 携わった立場

本業務での立場 過去の実績での立場	管理技術者の 実績評価の乗率	主任担当技術者の 実績評価の乗率
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.6	1.0 (＊)
担当技術者の立場	0.3	0.6 (＊)

＊ 当該実績の分担業務分野が本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

(ウ) 地域精通度

実績の地域	乗率
岩手県内	1.0
東北地方	0.9
上記以外	0.8

エ 委託業務成績

管理技術者が過去に携わった岩手県の発注による設計委託業務のうち、管理技術者として従事し、平成 27 年 4 月 1 日以降に履行を完了した業務における業務成績の最高評定点について、下表により評価する。

業務成績評定点	評価点
85 点以上	2.0
80 点以上 85 点未満	1.5
75 点以上 80 点未満	1.0
70 点以上 75 点未満	0.5
70 点未満又は実績なし	0

3 第二次審査（定性的評価及び価格評価）

提出された技術提案書等をもとに以下の項目を評価する。

評価項目	評価の着眼点		評価ウェイト	
		判断基準		小計
第一次審査による評価		上記 2 による。	25.0	25
業務実施方針及び手法 （評価に当たっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断する。）	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解度が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8.0	75
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、BIM 活用の取組、業務工程計画等について（ただし、評価テーマに対する内容を除く。）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	12.0	
	評価テーマに対する技術提案	テーマ①：「配置・施設計画についての考え方」についての提案に対し、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。	25.0	
		テーマ②：「利用者の安心・安全を確保するための計画上の考え方」についての提案に対し、同上	15.0	
		テーマ③：「環境にやさしく経済性に優れた施設とするための計画上の考え方」についての提案に対し、同上	15.0	
合計				100

※ 評価テーマの詳細は、「技術提案書等作成要領」に記載

評価点は、下表による各委員の評価の平均値に上表の評価ウェイトを乗じて算出する（小数点第3位を四捨五入する。）。

評価の着眼点	評価事項	各委員の評価				
		1.0	0.8	0.6	0.4	0
業務の理解度及び取組意欲	上表の判断基準による。	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
業務の実施方針	同上	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
評価テーマに対する技術提案	同上	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い